

## すまいの部会報告 (平成29年7月～9月)

1 **開催日** 平成29年7月6日、8月3日、9月1日

### 2 DVD・事例集の活用状況(平成29年7月～9月)

#### ① DVDの活用

- ・春日苑障がい者生活支援センター 1件
- ・中部大学 1件

#### 【感想等】

わかりやすかった。一般的なことで、自分にぴったりという内容ではなかったが、参考になった。次は、障がいの者の老後について企画していただきたい。

### 3 研修会資料として加工

- ・ 不動産業者(愛知県あんしん賃貸支援事業の加盟店)との意見交換は、業者が何を求めているのか情報収集することと、啓発活動が主な目的である。
- ・ 不動産業者等との意見交換時などに活用できるよう事例集から選びパワーポイント用に再度作成した。
- ・ パワーポイント用の留意点
  - ① 不動産業者からすると必要がないと思われるため、生い立ちは削除
  - ② アパートを借りるに至った経緯
  - ③ 金銭管理がどのように行われているのか
  - ④ 家族構成
  - ⑤ 仕事や就労に関する情報、身元保証について、家賃滞納歴
  - ⑥ 部屋のバリアフリーの状況
  - ⑦ 本人のコミュニケーション能力や身体障がいの状況に関する情報
  - ⑧ ヘルパー、支援センター等支援機関との関わり
- ・ 意見交換時の質問項目についてはあらかじめ相手に送る。

### 4 意見交換について

(1) 住宅施設課との意見交換 8月3日実施

#### 【概要】

- ① 居宅支援協議会、愛知県あんしん賃貸支援事業について
  - ・ 協議会は年に1回全体会を開催し、愛知県あんしん賃貸支援事業の状況の確認をする。
  - ・ 愛知県あんしん賃貸支援事業は、低所得者、高齢者、障害者、被災者等の社会的弱者といわれる方が円滑に入居できるためのシステムである。
  - ・ あんしん賃貸住宅、協力店、支援団体が登録されている。

- ・ 登録物件は少ない → PR 不足のためかと思われる。  
春日井ではサービス付き高齢者住宅が登録されている。
- ・ 物件を登録することで、ホームページ上に記載されるなど PR ができるなどのメリットが考えられる。
- ・ 昨年度 129 件の登録(2,970 戸) 登録窓口は県  
入居時の相談に応じる。
- ・ 支援団体に登録することで、物件などの最新情報が得られると思われる。

## ② 市営住宅について

- ・ 660 戸中約 500 戸入居 障がい者 130 世帯 高齢者 230 世帯  
→優先入居の配慮はない。
- ・ 障がいがある場合は家賃減免の制度がある。
- ・ 桃山住宅は廃止(老朽化)し下原住宅に新たに建てる
- ・ 入居応募は 50~70 戸/1 年 新しい物件は 10 戸に対し 70 件の応募がある。
- ・ 連帯保証人は必須である。保障団体は不可である。
- ・ 屋内の改修は届が必要である。退去時はもとに戻すことが条件である。
- ・ 障がいのある人が近隣の人とのトラブルはある。障がいへの理解不足が原因することもある。

## (2) あんしん賃貸支援事業協力店 株式会社エイブル春日井店との意見交換 9月1日実施

## 【概要】

- ・ あんしん賃貸支援事業の利用での障がい者世帯の契約はほとんどなく、震災被災者の利用がほとんどであった。
- ・ 扱う物件は、新しいものでもバリアフリー対応のものは少ない。車いすで入室できるものはある。しかし、車いすでトイレ内での旋回などの動きは不可である。
- ・ 見守りサービス付き物件は無い。
- ・ 支援者用の駐車スペースを設けているところはない。
- ・ 障がい者が物件を探す場合、インターネットや電話での問い合わせから始めるとよいと思う。インターネットの画面にはバリアフリー対応のチェック項目を付加している。その後実際に見学してみることで、段差や廊下などのスペースの確認をするとよい。
- ・ 契約には身元保証人(会社)は必要である。
- ・ 障がい者向けの優遇制度(費用割引や設備追加等)はない。
- ・ 入居手続きには、在職証明、住民票等が必要。
- ・ 障がい者が理由での断りはない。精神障害や知的障害の人には近隣に迷惑をかけないこと(奇声を発する、むやみに物を投げる、来客が頻繁で騒がしい等)が重要になる。
- ・ 入居後の改修は本人負担となることが多いが、退去時には原状回復が必要である。
- ・ その他、不測の事態(病気など)が起きた時連絡の取れる人がいることが求められる。